

算定シートC

要請ア／売上高減少額方式／R3.2.28以前に開店

【大企業・中小企業等】

申請店舗名称(店舗名又は屋号)

○ 売上高減少額方式 (1日当たりの支給額 最大20万円)

参照月:平成31年～令和3年の3月

以下を記入して支給単価を計算してください。支給額は支給単価×日数となります。

※②・⑤は消費税及び地方消費税を除いた、申請店舗の飲食部門の売上高を入力してください。

算定参照年
① 年

平成31年～令和3年のいずれかを記載してください。
(罹災特例に該当する場合は平成30年又は平成29年
も可)

算定参照年の3月の売上高 円 ÷ 3月の日数 ③ 31 日 = 算定参照年の3月の1日当たりの売上高 円

※一円未満切り上げ

令和4年3月の売上高 円 ÷ 令和4年3月の日数 ⑥ 31 日 = 令和4年3月の1日当たりの売上高 円

※一円未満切り上げ

$(\text{④} \text{円} - \text{⑦} \text{円}) \times 0.4 = \text{1日当たりの売上高減少額(切り上げ前)} \text{円}$

千円未満を切り上げ
上限20万円

A 円

$\text{④} \text{円} \times 0.3 = \text{円}$

千円未満を切り上げ
上限20万円

B 円

AとBで額の低い方が支給単価となります。(最大20万円)

支給単価(1日当たりの支給額): 円

<必要書類>

- ・算定参照年の3月の帳簿(対象店舗の飲食部門のみの額がわかるもの(テイクアウト売上、物販、営業時間短縮協力金等の給付金等は除いてください)) ※税抜き金額が分かるもの
- ・令和4年3月の帳簿(同上) ※税抜き金額が分かるもの
- ・算定参照年の3月を含む確定申告書類

記載の上、必ずご提出ください

※上記計算式で支給単価を算出できた場合、以下の記入は不要です。

但し、月単位の売上高を把握することが困難な場合においては、以下の方法で支給単価を算出します

<平均方式>

平均方式を利用する場合はその理由を記載ください。

※ 平均方式を採用した年度においては、今後、その他の方式で売上高を算定する(申請ごとに方式を変更する)ことはできません。

事業年度(年)

※事業年度は平成31年～令和3年3月(罹災特例に該当する場合は、平成30年又は平成29年も可)を含んでいる必要があります。また、個人事業主は暦年になります。

事業年度(年)の1日当たりの売上高 ⇒ 事業年度(年)の売上高 ÷ 事業年度(年)の日数

円 ÷ 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く)

※原則365日又は366日

一円未満切り上げ

令和4年3月の1日当たりの売上高 ⇒ 令和4年3月の売上高 ÷ 令和4年3月の日数

円 ÷ 31 日 = 円

(消費税及び地方消費税を除く)

一円未満切り上げ

(事業年度(年)の1日当たりの売上高 - 令和4年3月の1日当たりの売上高) × 0.4 = 円 → A: 円

千円未満を切り上げ
上限20万円

事業年度(年)の1日当たりの売上高 × 0.3 =

円 → B: 円

千円未満を切り上げ
上限20万円

AとBで額の低い方が支給単価となります。(最大20万円)

支給単価(1日当たりの支給額): 円